

国東市介護予防・日常生活支援総合事業費単位数表
(令和6年4月施行版)

令和6年4月

- 1 指定サービスに係る単位数表(サービスコード含む)
- ① 訪問型サービスに係る単位数表

自立支援訪問型サービス
- ② 通所型サービスに係る単位数表

自立支援通所型サービス

[脚注]

1. 単位数算定記号の説明

+〇〇単位	⇒	所定単位数 + 〇〇単位
-〇〇単位	⇒	所定単位数 - 〇〇単位
×〇〇%	⇒	所定単位数 × 〇〇／100
〇〇%加算	⇒	所定単位数 + 所定単位数 × 〇〇／100

① 訪問型サービスに係る単位数表

サービスコード		市のサービス内容略称	算定項目			合成	算定
種類	項目					単位数	単位
A2	2411	自立支援訪問型サービス	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	301単位	301	1回につき
A2	2511			(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合 179単位	179	
A2	2621			(二)所要45分以上の場合	220単位	220	
A2	1411			(3)短時間の身体介護が中心である場合	短時間の身体介護が中心である場合 163単位	163	

○自立支援訪問型サービスの加算・減算

A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	3単位減算	-3	1回につき
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	2単位減算	-2
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23			(二)所要時間45分以上の場合	2単位減算	-2
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間		(3)短時間の身体介護が中心である場合	短時間の身体介護が中心である場合	2単位減算	-2
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用等にサービスを行う	事業所と同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算		1月につき
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 減算		
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12% 減算		
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15% 加算		
A2	8001	訪問型サービス特別地域加算			所定単位数の 15% 加算		1日につき
A2	8002	訪問型サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15% 加算		1回につき
A2	8100	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10% 加算		1月につき
A2	8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10% 加算		1日につき
A2	8102	訪問型サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の 10% 加算		1回につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算		1月につき
A2	8111	訪問型サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算		1日につき
A2	8112	訪問型サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5% 加算		1回につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算		200単位 加算	200	1月につき
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位 加算	100	
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅰ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位 加算	200	
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	50単位 加算	50	1回につき
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	所定単位数の137/1000加算		1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	所定単位数の100/1000加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 55/1000 加算		
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 63/1000 加算		
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 42/1000 加算		
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の 24/1000 加算		
A2		訪問型独自サービス状態改善加算相当費	独自加算(市独自) ※給付対象外(市から直接払い)	サービス利用中に(1)要支援2から非該当 (2)要支援1から非該当へ改善した場合 ※(1)又は(2)において1回限り		5,000	

② 通所型サービスに係る単位数表

※水色は新規

サービスコード		対応する介護保険システム(国)	算定項目				合成 単位数	算定 単位
種類	項目							
A6	1111	通所型独自サービス1	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798 単位		1,798	1月につき
A6	1112	通所型独自サービス1日割		※週1回程度	日割の場合 ÷ 30.4日		59	1日につき
A6	1121	通所型独自サービス2		事業対象者・要支援2	3,621 単位		3,621	1月につき
A6	1122	通所型独自サービス2日割		※週2回程度	日割の場合 ÷ 30.4日		119	1日につき

○自立支援通所型型サービスの加算

A6	C211	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な 回数を定める場合	事業対象者・要支援1		18単位減算	-18	1月につき	
A6	C212	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11 日割					日割の場合 ÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき
A6	C213	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12				事業対象者・要支援2		36単位減算	-36	1月につき
A6	C214	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12 日割						日割の場合÷30.4日	1単位減算	-1
A6	D211	通所型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な 回数を定める場合	事業対象者・要支援1		18単位減算	-18	1月につき	
A6	D212	通所型独自業務継続計画未策定減算1 1日割					日割の場合÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき
A6	D213	通所型独自業務継続計画未策定減算12				事業対象者・要支援2		36単位減算	-36	1月につき
A6	D214	通所型独自業務継続計画未策定減算12 日割						日割の場合÷ 30.4日	1単位減算	-1
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5% 加算			1月につき	
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割				所定単位数の 5% 加算			1日につき	
A6	8112	通所型独自サービス中山間地域等加算回数				所定単位数の 5% 加算			1回につき	
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	376単位減算		-376	1月につき	
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2				事業対象者・要支援2	752単位減算		-752	
A6	5612	通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合				47単位減算		-47	片道につき
A6	5010	通所型独自生活機能向上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算				100単位加算		100	1月につき
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算				240単位加算		240	
A6	6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算				50単位加算		50	
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算				200単位加算		200	
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算		(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)		150単位加算		150	1月につき
A6	5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ			(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)		160単位加算		160	
A6	6310	通所型独自一体的サービスの提供加算	チ 一体的サービスの提供体制加算				480単位加算		480	
A6	6011	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ 1	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)		事業対象者・要支援1		88単位加算		88	
A6	6012	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ 2			事業対象者・要支援2		176単位加算		176	
A6	6107	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ 1	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)		事業対象者・要支援1		72単位加算		72	
A6	6108	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ 2			事業対象者・要支援2		144単位加算		144	
A6	6103	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ 1	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)		事業対象者・要支援1		24単位加算		24	1月につき
A6	6104	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ 2			事業対象者・要支援2		48単位加算		48	
A6	4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ヌ 生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3カ月に1回を限度)		100単位加算		100	
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ 1			(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200単位加算		200	
A6	6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔・栄養スクリーニング加算		(1)口腔・栄養スクリーニング加算(1)6月に1回を限度		20単位加算		20	1回につき
A6	6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ			(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)6月に1回を限度)		5単位加算		5	
A6	6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算			40単位 加算			40	1月につき
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ワ 介護職員処遇改善加算		(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		59/1000 加算			
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		43/1000 加算			
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		23/1000 加算			
A6	6118	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	カ 介護職員等特定処遇改善加算		(1)介護職員等特定処遇改善加算(1)		12/1000 加算			
A6	6119	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		10/1000 加算			
A6	6114	通所型独自サービスベースアップ等支援加算	タ 介護職員等ベースアップ等支援加算			11/1000 加算				
A6		通所型独自サービス状態改善加算相当費	独自加算(市独自) ※給付対象外(市から直接払い)		サービス利用中に(1)要支援2から非該当 (2)要支援1から非該当へ改善した場合 ※(1)又は(2)において1回限り				5,000	

定員超過の場合

サービスコード		市のサービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位
種類	項目							
A6	8001	通所型独自サービス11・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798 単位	定員超過の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6	8002	通所型独自サービス1日割・定超			59 単位		41	1日につき
A6	8011	通所型独自サービス2・定超		事業対象者・要支援2	3,621 単位		2,535	1月につき
A6	8012	通所型独自サービス2日割・定超			119 単位		83	1日につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		市のサービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位
種類	項目							
A6	9001	通所型独自サービス1・人欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798 単位	看護・介護職員が 欠員の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6	9002	通所型独自サービス1日割・人欠			59 単位		41	1日につき
A6	9011	通所型独自サービス2・人欠		事業対象者・要支援2	3,621 単位		2,535	1月につき
A6	9012	通所型独自サービス2日割・人欠			119 単位		83	1日につき